

令和 3 年 6 月 30 日

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

研修報告書

会 派 名	公明党
報 告 議 員 名	森 美和子
参 加 議 員 名	森 美和子
研 修 日	5 月 1 1 日、1 2 日
研 修 目 的 等	「子どもの権利と地方自治体の政策 —地方議会の果たすべき役割とは何か」 講義 1 コロナ禍の学校現場と子どもの権利 講義 2 コロナ禍でみえた保育園をめぐる自治体の動き 講義 3 コロナ禍で見えた学童保育（放課後児童クラブ） の現状と課題 講義 4 子どもの権利の歩みと地方自治体の政策の発展
研修の概要	<p>5月10日（月） 講義 1 コロナ禍の学校現場と子どもの権利 講師 東京都立大学教授 荒井 文昭氏 2020年4月に新型コロナウイルス対策として全国に拡大した緊急事態宣言。慌ただしく改定された特措法では、国による独裁の道を開きかねず、地方自治が壊されかねない危惧。 既に2月28日に全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の一斉休校が要請されたが、本来学校を閉じる権限は教育委員会に与えられているものであるが、特措法による命令は子どもたちの学習権に対する不当な決定ではなかったか。大きな課題を突き付けた。 子どもの権利の視点から捉えると、憲法26条1項の学ぶ権利や、児童の権利に関する条約12条1項の子どもの意見が尊重される権利、同6条の生きる権利・育つ権利が守られたのか。 コロナ禍で子どもをめぐる課題が顕在化した。 2000年以降の教育改革の動向。GIGAスクール構想による課題。学校教育現場での少人数教育の課題について。 子どもの意見の集約では、高知県奈半利中学校の3者会、教員と保護者と生徒が議論する場の紹介をされた。 （所感） 講師の言われた特措法が国の独裁の危惧は極端な見解だと感じたが、経験したことの無い感染症という国家の危機に対する備えの不十分さが、子どもたちの命を守る、感染症のまん延防止対策とはいえ、学校一斉休校の犠牲者は子どもたちであったことは事実である。 今まで国も地方も、子どもたちの様々な権利を守るための取組が出来ていたのか甚だ疑問である。それは、行政だけの責任ではなく、大人と言われる者たちの責任でもある。そういったことも踏まえて亀山市における子どもの権利を定める条例の制定に全力を尽くしたい。</p>

5月10日（月）

講義2 コロナ禍でみえた保育園をめぐる自治体の動き

全国保育団体連絡会 井上 晶子氏

2020年3月に全国一斉休校となったが、保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものである事、春休みもないなど学校とは異なるものであることから原則開所となった。

しかし、クラスターの発生等から登園自粛要請から原則休園の措置となった保育所も出てくるなど、子どもへの感染症対策と保護者への配慮など課題が浮き彫りとなった。

また、医療従事者や介護従事者への慰労金が支給されたが、保育士等への支給はされなかった。更に休園期間の保育料の在り方など、様々な課題に対して自治体独自の支援がされたが、格差を生む結果となった。

（所感）

今までも保育士の処遇に関して改善の要望がなされてきたが、今回の感染症は、社会生活の維持に不可欠なエッセンシャルワークとしての位置づけ、それに見合う労働単価の必要性を改めて感じた。

感染症発生時の代替え保育の在り方や、災害時の子どもの安全を守る施設条件など子ども条例の議論の中で、いかに子どもの権利を守れるか考えていく必要がある。

5月11日（火）

講義3 コロナ禍で見えた学童保育（放課後児童クラブ）の現状と課題

特定非営利法人 放課後児童支援員の仕事と研修・研究会

事務局長 松永 範子氏

働きながら子育てをする保護者の切実な願いから始まった学童保育。その歴史と国の法制化などを通して現状を学んだ。

特にコロナ禍における放課後児童クラブの位置づけ、役割が曖昧で、学校が一斉休校するのにも、放課後児童クラブは開設されるなど現場は大きく混乱した。

全国学童保育連絡協議会が行ったアンケートでも当時の混乱ぶり、自治体の関り、保護者の関り等それぞれの現状が浮き彫りとなった。

（所感）

一斉休校における子どもたちの生活環境の問題は多くの課題を突き付ける結果となった。亀山市でも大混乱であった。

そもそも親が就労等で不在の間の子どもの居場所であったはずが、学校休校により学童が午前中から子どもを引き受けられるのか。支援員の確保は。

女性の社会進出が求められている中で、子どもを取り巻く環境整備が置き去りにされている現状が浮き彫りにされている。条例の議論の中でしっかりと位置づけが必要であると感じた。

5月11日 (火)

講義4 子どもの権利の歩みと地方自治体の政策の発展

—合わせて「子どもの権利条例」の制定とその内容から学ぶ

多摩住民自治研究所理事 池上 洋通氏

日本史を紐解くと、明治・大正・昭和初期の文部科学省関係の文書では、西洋の考え方を取り入れた中で子ども中心の考えや自立性などをうたった教育の在り方が示されていたが、戦争によって軍事教育が推奨されていく。

敗戦後1941年日本国憲法が制定され、1947年の教育基本法や児童福祉法、1951年の児童憲章が整備された。本年は児童憲章制定から70周年である。

1959年国連で「児童の権利に関する宣言」が採択され、1976年が国際児童年と定められ、1989年国連で「子どもの権利条約」が採択される。

41条からなる条約だが、その中でも「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が重要な権利。

憲法の一つひとつの条文の対象は国民であり、当然子どもが含まれる。

(所感)

亀山市が条例提案するのではなく議会で提案することに大きな意味があると思う。子どもの権利をどのように行使できるのか。しっかり議論しいいものを作っていきたい。